

議案第 38 号

おいらせ町下水道条例の一部を改正する条例について

おいらせ町下水道条例（平成 18 年おいらせ町条例第 138 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 28 年 3 月 3 日 提出

おいらせ町長 三 村 正太郎

提案理由

下水道法（昭和 33 年法律 79 号）及び下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）の改正に伴い、所要の改正を行うため提案するものである。

おいらせ町下水道条例の一部を改正する条例

おいらせ町下水道条例（平成18年おいらせ町条例第138号）の一部を次のように改正する。

第24条の2を各号列記以外の部分を次のように改める。

町長は、公共下水道の排水施設の管渠である構造の部分に法第24条第3項第3号に規定する物件又は令で定めるもの（以下「物件等」という。）を設けるために前条第1項の許可に係る申請があった場合においては、次に掲げる基準の全てに適合し、その使用が必要やむを得ないものである場合に限り、当該占用を許可することができる。

第24条の2条第1号中「電線等」を「物件等」に改め、同条第2号を次のとおり改める。

- (2) 物件等を設置する管渠の断面積に占める当該物件等の断面積の割合及び数量が下水の排除及び管渠の管理上支障のないものであること。なお、電線については、設置する管渠の断面積に占める当該電線等の断面積の割合が原則1%以下であり、かつ、電線の本数が下水の排除及び管渠の管理上支障のない本数であること。

第24条の2第3号及び第4号中「電線等」を「物件等」に改め、同条第5号を次のように改める。

- (5) 物件等が法第24条第3項3号ロに規定する電線又は令第17条の2第2号に規定する工作物である場合においては、原則として電圧のかからないものとする。

第31条の次に次の1条を加える。

第32条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、過料を科する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。